

尊書致拜見候。然ば道庵と申山伏屋敷之儀被仰下候。何方に而茂見合可申付候。尙期面上之時候。恐惶謹言。

六月廿九日

長瀬五郎右衛門 判
堀 三郎兵衛 判

法 印 様 尊 報

右殿様へ得御意とらせ置申候。居屋敷之儀を、御奉行衆へ何とて堅其理りを不申候とらせ申候哉。さ候者替之地申候て急度請取可申候。残り所之儀少も申分は在之間敷候。其通具に御つづねへ申候と、御奉行衆へ申候へと被仰候。如件。

寛永八年十月

使者 高橋 六右衛門

地 森 源 右 衛 門

ふくぞう院様

かなやより

只今は御かんがへ書拜見申候。さやうならば押付てんきの御祈禱御修行可被成候。依而金百疋遣し申候間、早々これにて日での御祈禱願申候。雨さへふり不申候へば宜し、くれぐれも百疋候てよろしく御きとうたのみ申候。以上。右の外に利常卿の印書一通有之。但し火災に罹り僅に文字

残る也。

又利常卿奉納し給ふ長刀・扇子の事は、楠肇が小橋天神社記に、捧げ給ふ處の長刀・扇子、予見る處のあらましを記すに、長刀は鋼際を糸にて巻き朱染にて塗り固めたり。柄は樺木と見ゆ。鞘は革にして黒漆を以てぬり、左右に金箔を以て銀梅ばちの御紋を書き、中央を朱染の緇二めぐりにて纏へり。扇子一柄、十莖、表裏淺黄色にして、端縁金色の雲象をなし、中央に朱を以て日輪を書き、其内に敬の一字を大書し、日輪の傍の文に左の十五字をしるせり。

心者一身之主宰而敬者又心之主也

同一柄、金色。和歌二種、初めのは題劍落見えわかず。

惑はじとまなびし年のあきもなし

我身にかへすはるの小山田

老後述懐

身をすれば老ぬる馬にはづかしき

ひとのひとなる道まよふ世に

同一柄、銀色に緑背を以て蓮花を書き、表に、

春がすみ野山にも立みちにけり

明日までとせめていのちをしければ

こひこそ人のいのちなりけれ

飛鳥川淵は瀬になる世なりとも

思ひそめてむ人はわすれじ

もしはてはひととなりなむ後にこそ

人をおもひのやむ口にはせむ

以上發句一吟・和歌三首表一面にしるせり。裏には、

中々に人にうらみはなけれど

みそめしよりの日こそつらけれ

しぬはうしいければ人のこひしきに

心をかへてあらぬ身もがな

同一柄、金色布目形なるに、七絶の詩一首をしるせり。

寒林殘日欲棲鳥

壁裏青燈冷有無

小雨悽々人假寐

臥聽疲馬食殘藜

同一柄は萌黄色に小模様あり。此の扇子は甚だ異形にて、歌などの書付もなし。此の分は殊に甚だ古し。右扇子五柄于今社殿に納有之、長刀と共に當社の神寶となしたり。扇子は實に利常卿の持ち給へる古扇なる事おもひやられける

が、扇子の作りやう即ち今の扇子と違ひ、甚だ麗かにして、且長さ稍、尺餘ありて、そのかみの時世がらを考ふるに足れり。五柄ともに甚だ破損して、拜見するに堪へざるゆゑに、容易に一覽を許さずと。按するに、當社小橋天神の神殿は金澤に鎮座以來度々火災に罹り、寛永八年四月十四日・同十二年五月九日・享保十八年四月廿六日都合三度の火災に社殿回祿すといへども、右神寶長刀・扇子異儀なく取出し、于今存在せしは、實に神靈の守護ともいふべし。玆當社は創立以來別當持の神社にて、實來寺福藏院歴世奉仕し來れる處、明治二年神佛混淆御廢止に付、別當復飾して上田藏多と改稱し、神職と成り、實來寺福藏院の號を廢し、佛像・佛具を取除き、同五年十一月村社に列せられ、小橋菅原神社と號し、初めて祠堂を置かれたり。

○犀川木町

一舊家に所藏する利光卿印書に、才川小橋の下木町地子銀の事を載せ給へり。其の印書寫左の如し。
元和九年より才川小橋の下木町地子銀子之事
合百九十壹匁三分八厘此外八匁六分貳厘歩入